

上田市おくやみハンドブック発行事業仕様書

1 業務概要

死亡届提出後の遺族の事務手続き等に関する情報をより分かりやすく伝えることを目的として、手続きの方法等に関する情報に企業等の広告を加えた冊子「上田市おくやみハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）を上田市（以下「本市」という。）と民間事業者（以下「事業者」という。）が協働して発行する。

2 業務内容及び仕様書

(1) 業務内容

- ア ハンドブックのデザイン、レイアウト等の作成及び編集
- イ ハンドブックの印刷及び製本
- ウ 有料広告の募集・掲載
- エ 電子データの提供

(2) 仕様

冊子名	上田市おくやみハンドブック
規格・色	中綴じ冊子 / A4 サイズ / フルカラー両面印刷
紙質	カラー印刷に適し、インクが透けない耐久性があるもの
総ページ数	40ページ程度とし、本市と協議の上決定する
掲載内容	・死亡に関連した市役所内での手続 ・その他、死亡に関連した手続き等の案内
広告ページ	・内容はおくやみに関するものとし、市内の事業者を優先することとする ・上限10社 10ページ程度（協議の上、決定とする）
発行部数	2,500部程度 / 年
発行回数	1回 / 年
納品回数	1回 / 年
納品時期	本市と協議の上決定する
納品先	長野県上田市大手一丁目11番16号 上田市役所 市民まちづくり推進部 市民課 （本庁舎1階）
・校正は2回とする。 ・事業者は、納品日から配布終了までの期間において、落丁及び乱丁などあれば必要に応じてその差し替え要望に対応する。 ・全ての内容は関係法令で定める基準に準拠したものでなければならない。	

3 契約期間

契約締結日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までとする。

4 経費

本業務における企画、編集、印刷、製本及び納品にかかるすべての費用は事業者が負担し、本市は一切の費用を負担しない。また、事業者は、広告主の応募がない場合も、自らの責任において本業務を履行すること。

5 広告掲載

- (1) 掲載する広告は「上田市おくやみハンドブック作成に係る広告掲載要領」の定めによるものとする。
- (2) 広告主の募集・広告の製作等は事業者が行うこと。
- (3) 広告の掲載に当たっては、広告である旨を明記するほか、掲載される広告の商品・広告主等を本市が推奨しているものでない旨を記載すること。
- (4) 行政情報以外の問合せ先が事業者となる旨を明記すること。

6 著作権等

本業務の実施に際し、第三者の肖像権、所有権、著作権等の知的財産権を侵害しないこと。第三者の著作物を使用する場合は、事業者の負担で著作権処理を行うこと。

なお、これらを怠ったことにより、第三者の権利を侵害したときは、事業者はその責任の一切を負うこと。

7 その他

この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、その都度、本市と事業者の協議により決定するものとする。